

岡山県精神保健福祉審議会 意見具申 「県立精神保健福祉施設のあり方について」(平成15年10月)

<抜粋>

2. 県立精神保健福祉施設が果たすべき役割

民間の精神科医療機関の充実や社会復帰施設の整備の進展、市町村での在宅福祉サービスの充実を踏まえ、県立施設が担うべき範囲と役割を明確にした上で、ひきこもり者を含めた児童思春期への対応、民間医療・福祉サービスを利用しにくい人への対策など精神保健・医療・福祉を取り巻く社会環境や価値観の変容に伴う新たな課題に対応していく必要がある。あわせて、これらの課題に対応するために調査研究、人材育成を積極的に進める。

1) 政策的医療の推進

(1) 精神科救急対策

- 増加し複雑化している保健所における緊急対応及びそれに伴う搬送を積極的に支援する。
- 現在行っている岡山県精神科休日夜間相談センターを発展させ、相談や情報提供を24時間行う精神科救急情報センターを設置する。

(2) 児童・思春期事例への対応

- ニーズが年々増加し深刻化している児童・思春期の問題に対応できる精神科の専門家が少ないため、専門家の育成に努めるとともに、県立施設は積極的に児童思春期への対応を行う。
- 保健所や児童相談所等と連携して被虐待児やその保護者に対して支援を行う。

(3) 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の施行を踏まえた対応

- 医療観察法の対象となる触法精神障害者の治療及び社会復帰を行う。

2) 地域生活支援体制の推進

(1) 包括的地域生活支援プログラム（A C T）の推進

- 地域で医療や福祉サービスを提供する包括的地域生活支援プログラム（A C T）の推進を図る。

(2) 精神科医療の地域における偏在化への対策

- 精神科医療機関の偏在している状況を改善し、身近に相談や医療を受けられるようするために、県立施設は医療機関等への技術指導や協力を行う。

(3) 社会的入院者の退院促進に向けての地域支援体制の整備

- 保健所、市町村等との連携を強化し、社会的入院者の解消に努める。

3) 調査研究・人材育成

(1) 県立施設における調査研究の一層の強化

○新しい地域精神保健の課題に対し積極的な調査研究を行う。

(2) 保健所・市町村への積極的支援

○地域における精神保健福祉の活動が積極的に行えるように、保健所・市町村に対して専門的な技術支援を行う、

(3) 新たな医師臨床研修制度における精神保健・医療への取組み

○新たな医師臨床研修制度の施行に伴い、県立施設での研修を実施する。また、保健所が実施する研修の支援も行う。

3. 県立精神保健福祉施設の役割を果たすための具体的提言

県立精神保健福祉施設が上に述べた役割を今後果たすためには、具体的に以下のような取組みが望まれる。進めるにあたっては、変化する時代のニーズに沿った役割がとれるよう、岡山県障害者長期計画にあわせて、5年ごとに評価・見直しを行うものとする。

なお、県立施設の役割は密接に関連しており、新たな県の担うべき役割を踏まえ、変化する県民ニーズや状況にタイムリーかつ有機的に機能が発揮できるよう人的資源の確保とともに、マンパワーを効果的に活用し、協働する体制が必要である。

- 1) 県立岡山病院が精神科救急、触法精神障害者医療などの政策的医療や偏在化の解消などの地域生活支援を積極的に推進するため、地方独立行政法人への移行について検討する。
- 2) 県立内尾センター（省略）
- 3) 複雑困難事例への対応や入院患者の退院促進を推進するために精神保健福祉センター、県立岡山病院が協働して地域で医療や福祉サービスを提供する包括的地域生活支援プログラム（ACT）を実施する。
- 4) 相談や情報提供を24時間行う精神科救急情報センターの設置が必要である。
- 5) 新たな精神保健福祉の課題に地域で対応するためには、地域における精神保健福祉の第一線の行政機関である保健所機能の一層の充実と保健所を含めた県立施設相互の連携が必要である。